

令和2年度 神奈川県立麻生高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立麻生高等学校は、不祥事の未然防止を図るため、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 策定方針

- (1) 不祥事の未然防止を図るため年度ごとに不祥事ゼロプログラムを作成し、教育公務員としての自覚や意識の醸成を図る。
- (2) 本校の課題を抽出し、課題に応じた目標設定を行い、目標達成のための行動計画を定める。
- (3) 全職員参加により、事故防止会議・職員会議等あらゆる機会を活用した研修等を実施し、不祥事防止に対する全職員の意識を高め、実践力の向上を図る。
- (4) 学校運営協議会委員や保護者等からの意見聴取に努めながら、不祥事防止のための取組を継続的に実践し、実践後の検証を定期的に行う。
- (5) 職員一人ひとりの心に根付く対策を、PDCAサイクルを繰り返すことで継続的に積み重ね、県民の信頼に応える。

2 実施責任者

県立麻生高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長が補佐する。また総括教諭は校長及び副校長、教頭、事務長を補佐し、職員全員で協働する中で継続的に実施、検証を行う。

3 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上

ア 目標：法令遵守の意識と高い倫理観を持って、生徒・保護者の信頼に応える教育を実現する。

イ 行動計画

- i 「神奈川県職員行動指針」に基づいて行動する。
- ii 職員啓発資料等を活用してサービスの適正な手続きについて研修を実施し、日常的に意識向上を図る。

(2) 体罰、不適切指導、パワーハラスメント防止

ア 目標：常に人権に配慮した言動を心がけ、相手の立場や人格を尊重するよう努め、生徒に対する体罰、不適切指導、生徒及び職員間のハラスメントを未然に防止する。

イ 行動計画

- i 人権教育研修会を実施し、人権感覚を磨く。
- ii 職員啓発資料を活用して、全教職員を対象にした体罰、不適切指導、生徒及び職員間のハラスメントについて研修を実施し、意識の高揚と適切な言動を。
- iii 相談窓口の周知、教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー等との連携強化により、生徒が気軽に相談できる体制づくりを推進する。

(3) 個人情報の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標：個人情報等を適正に管理し、個人情報保護及び情報セキュリティ対策を講じる。

イ 行動計画

- i 成績処理、調査書作成、進路指導、奨学金等の各種業務において生徒の個人情報管理・プライバシーに十分配慮するとともに、全教職員を対象にした個人情報保護・情報セキュリティについて点検と研修を実施し、意識の高揚を図る。
- ii 個人情報は「個人情報持出許可願」による許可、USBメモリ、chromebookは「管理簿」による許可を受けて持ち出すなど、不適切使用や個人情報の流出が起きないような作業手順とチェック体制を実践する。
- iii 携帯電話・メールアドレスの取扱いについて点検を行い、パスワードを設定するなど紛失等による情報流出を防止する。

- (4) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止
- ア 目標：教育課程関係書類の作成及び取扱いなど業務の確実な取組を徹底し、事故を未然に防止する。
- イ 行動計画
- i 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係るマニュアル・点検マニュアルにより、職員周知を徹底し、業務を複数で確実に実施する。
 - ii 定期テスト等の点検を複数で確実に実施する。
 - iii 職員啓発資料をもとに、全教職員を対象にした成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故の未然防止について研修を実施する。
- (5) 入学者選抜業務に係る事故防止
- ア 目標：入学者選抜業務マニュアルを見直し、採点・点検業務における業務を複数で確実に実行し、入学者選抜業務に係る事故防止の徹底を図る。
- イ 行動計画
- i 11月末までに採点・点検業務を事故なく遂行できる業務体制を整備する。
 - ii 職員啓発資料等を活用して、全教職員を対象にした入学者選抜業務についての研修を実施する。
- (6) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止と交通法規の遵守
- ア 目標：交通法規・交通マナーの遵守を徹底し、交通事故・違反、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。
- イ 行動計画
- i 教職員を対象にした職員啓発資料を活用した研修の実施や声かけ等により、日常的に意識向上を図る。
- (7) わいせつ・セクハラ行為の防止
- ア 目標：他者の思いに気づく人権感覚を磨き、同行為を未然に防止する。
- イ 行動計画
- i 全教職員・全生徒・教育実習生等に対して、気軽に相談できる体制を整備し、広く、早く情報を得ることにより、迅速かつ組織的に行為の根絶を図る。
 - ii 全教職員を対象にしたセクハラ、わいせつ行為防止についての研修を実施する。
- (8) 会計事務等の適正な執行と現金管理、適切な備品管理
- ア 目標：財務事務調査・PTA監査の指摘事項の改善を図り、私費会計・部費等の会計処理上の事故・不祥事を未然に防止する。
- イ 行動計画
- i 会計マニュアル・職員啓発資料等を活用して、全教職員を対象にした私費・部費等の適正な会計について研修を実施するとともに、会計処理・帳票などについて年2回以上点検を行う。
 - ii 諸会費(私費)口座振替の業務管理について、相互チェック体制で厳正に行う。
 - iii 備品の管理・点検を適正に行う。
- (9) 業務執行体制の確保
- ア 目標：働き方改革の視点と高い倫理意識を持ち、組織として計画的かつ適正に業務を執行し、県民の要請・期待に応える。
- イ 行動計画
- i 業務の遂行に当たっては、情報の共有と管理職への迅速なほう・れん・そう、複数の職員によるチェック等を確実に行う。
 - ii 業務管理と進行管理を適切に行い、各進行管理に当たっては業務改善・効率化に向けた効果的な取り組みや業務の遅滞がある場合は調整を図る。
 - iii 県民から信頼される丁寧な電話応対を行う。
 - iv 教科準備室の適切な利用を徹底する。
 - v 職員啓発資料等を活用し、研修を実施する。

(10) 職員の人材育成

ア 目標：職員のメンタルヘルス及び不祥事防止の知識の継承と意識の向上を図る。

イ 行動計画

- i 若手職員など人材育成の観点を持ち、適切かつ積極的な声かけ等により、業務や対人関係の悩み等を一人で抱えたりすることのないような職場環境を保持する。
- ii 業務については、若手職員とベテラン職員で複数体制とするなど業務に関する経験が円滑に職員間で引き継がれるよう円滑な意思疎通・OJTを実施する。
- iii 初任者、若手職員、基本研修対象者等への研修を定期的に行う。

4 検証及び評価

(1) 第1回検証

3に規定する行動計画について、令和2年10月下旬までに実施状況を確認し、達成度が低い項目については補完措置を講ずる。また、各目標の達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合には、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

3に規定する行動計画について、令和3年2月上旬までに実施状況を確認し、達成度が低い項目については、令和3年2月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

3に規定する行動計画について、令和3年3月上旬までに年間を通じた実施状況を確認するとともに、各目標の達成について自己評価を行う。また、それに基づき、次年度の不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 プログラムの公表

策定したプログラム及び検証結果については、本校ホームページ上で公表する。

4(3)の結果を取りまとめのうえ、教育局行政課に報告する。

6 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。